令和7年2月市議会通常会議
教育厚生常任委員会説明資料

OTSU 大津市 Lake Biwa

議案第47号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部子ども未来局幼保支援課

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）」により、「栄養士法（昭和22年法律第245号）」が改正され、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、 令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。

これに伴い、国が定める「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）」が一部改正されたことに伴い、市条例の一部を改正しようとするもの。

2　改正内容

市条例において、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における満3歳以上の子どもに対する食事の提供を、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、栄養士免許を有さない管理栄養士によっても可能となるよう、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改正しようとするもの。

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3　改正部分の抜粋

現行	改正後
（施設及び設備の基準）	（施設及び設備の基準）
第6条　幼稚園型認定こども園（法第3条第3項の認定を受けるものに限る。第12項において同じ。）は、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。	第6条（略）
2から7まで（略） 8　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する認定こども園は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 （1）（略） （2）当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	2から7まで（略） 8　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する認定こども園は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 （1）（略） （2）当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

4　施行期日　　令和7年4月1日